

論点に対する回答

就労証明書について	
省 庁 名	内閣府
論 点	<p>[押印不要化について]</p> <p>①新型コロナウイルスの感染防止が求められる中、経済団体等からは就労証明書の押印不要化に係る要望が多く寄せられている。令和2年5月19日に就労証明書の押印不要化に関する事務連絡を発出されたが、国の法令上、事業者の押印は不要であること、いわゆる角印を押印させる意味は大きいとは言えず、代替手段を活用することで押印を求めている趣旨を代替し得ることなど法令所管府としての考え方を示し、新型コロナウイルスへの対応という非常事態における緊急対応が、住民の生命・健康を守る観点から喫緊の課題として実施が望まれる旨を明確化したガイドラインを策定し、積極的に押印不要化を推進していくことが重要と考えるが、いかがか。また、地方公共団体における押印不要化の対応状況についてフォローアップを行い、結果を公表することも必要と考えるが、いかがか。</p> <p>[標準的様式の普及について]</p> <p>②就労証明書に関して、コロナ事態に対応して速やかにデジタルで完結する仕組みを実現する上で、標準的様式の普及は急務である。完全デジタル化の早期実現を前提に、標準的様式の普及に向けた取組をお示しください。その際、普及率の現状をお示しの上、今後、数値目標を設定した取組の是非について、具体的にお示しください。</p> <p>[デジタル化について]</p> <p>③出勤回避の観点から、就労証明書のデジタル化について、多</p>

くの要望が寄せられており、住民の生命・健康を守る観点から喫緊の課題として実現が望まれる。以上を踏まえ、「デジタルで完結する仕組み」について、可及的速やかに実現する必要があるが、今後の具体的なスケジュールをお示してください。

- ④仮に「デジタルで完結する仕組み」の構築に時間がかかる場合でも、今後の感染再拡大に備え、また更なるテレワークの拡大も念頭に、地方公共団体においてはできることからあらゆる手段を尽くして対応することが重要である。個人情報保護への配慮を加えた上で、事業者から地方公共団体に対して電子メール等で直接に送付する仕組みを設けるなど、簡易な手法によるデジタル化を地方公共団体に示すべきではないか。

【回 答】

- ① 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）上は、保育の必要性の認定を受けようとする保護者が提出しなければならない申請書に、認定を受けようとする理由を証する書類を添付しなければならない旨定めているのみである（子ども・子育て支援法施行規則第 2 条第 2 項第 2 号等）。

就労証明書は、就労事由により保育の必要性の認定を受けようとする保護者が上記添付書類として提出するものであり、法令上押印を必要としているものではないところ、各市区町村の判断で押印を求めているものである。

押印不要化に当たっては、認定に係る事務を実際に行っている各市区町村の実態把握（押印を必要とする理由等の精査を含む）をした上で、方向性を示すこととしたい。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応に各市区町村が追われている中、全国知事会から「各省庁からの通常業務に係る照会への回答等が各都道府県の職員の大きな負担となっていることから、こうした通常業務については休止・延期するなど、全都道府県が新型コロナウイルス対策に全力で取り組めるよう、国においても配慮する」よう要請を受けていることもあり、当該実態把握に際しては、調査の実施時期や内容に十分配慮した上で行うこととしたい。

- ② 標準的な様式の活用状況については、昨年 12 月のデジタルガバメント

ワーキング・グループにおいてお示ししたとおり、令和2年4月入所分以降、過半数を超える市区町村において標準的な様式が活用されている。

就労証明書については、法令上様式が定められているものではないため、作成する事業者の方々の負担軽減の観点からも各市区町村において標準的な様式をより一層活用いただけるよう、各市区町村における活用実態を把握し、各市区町村の理解を得て、様式の記載方法等の統一的な認識のもとでの活用がなされるよう、丁寧に活用を後押ししてまいりたい。

- ③ テレワーク等多様な働き方を選択できる社会の実現に向けた取組が加速している中で、保育の必要性認定の申請等についてもデジタルで完結する仕組みを導入することは重要なものであると認識している。

現状、マイナポータル上保育の必要性の認定について、オンライン申請を行うことができる。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点で、出勤回避が求められることへの対応としては、各市区町村においてマイナポータル上でのオンライン申請を積極的に活用していただくことが最も速やかに対応できる方法であり、このオンライン申請の活用及び住民に対する利用促進周知については、積極的に対応するよう令和2年5月19日に各市区町村に対して周知したところである。

今後のスケジュールについては、押印不要化の状況を含む就労証明書の活用状況に関する実態調査を実施し、それを踏まえて、標準的な様式の活用促進に向けた精査を行い、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて検討を進める。

- ④ 上述のとおりマイナポータル上でのオンライン申請は既に可能であり、各市区町村には積極的な活用を呼び掛けている。

なお、①に記載のとおり、就労証明書はあくまで保護者が保育の必要性の認定を申請する申請書を提出する際の添付書類であり、保護者からの申請書と申請をする対象となっている子どもの両親のそれぞれの事業者から、子どもの情報を紐づかない保護者の就労証明書のみが送付されることになると、地方公共団体側での突合作業等の事務作業が増えるとともに、誤った突合により認定誤りや事実と異なる認定に基づいた給付等のおそれを高めることになりかねないことから、就労証明書を事業者から市町村に対して直接送付する仕組みについては慎重な検討を要すると考える。

(参考)

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（支給要件）

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

（市町村の認定等）

第二十条 前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の所在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第一項及び前項の認定（以下「教育・保育給付認定」という。）を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）の該当する前条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

- 5 市町村は、第一項の規定による申請について、当該保護者が子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すると認められないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。
- 6 第一項の規定による申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にならなければならない。ただし、当該申請に係る保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他の特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該保護者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。
- 7 第一項の規定による申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の規定による通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る保護者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。

○子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）（抄）

（認定の申請等）

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 当該申請を行う保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び連絡先（保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地）

二 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日、個人番号及び当該小学校就学前子どもの保護者との続柄

三 認定を受けようとする法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

四 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項第一号、第二十九条第三項第二号並びに第三十条第二項第一号、第三号及び第四号の政令で定める額を限度として市町村が定める額（以下「利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 前項第四号に掲げる事項を証する書類

3～5 略

○令和2年3月4日付け「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかるFAQについて（内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)連名事務連絡)抜粋

事項	問	答
教育・保育給付認定等	就労事由での保育の必要性の認定申請をする場合、添付書類として必要となる就労証明書に関して、押印を不要とすることが可能でしょうか。	<p>法令上は、必要性の認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付して認定の申請をすることとなっており、添付書類について押印の要否は定められておりません。そのため、昨今の外出自粛要請等の状況を踏まえると、各市区町村の判断で、押印を不要とさせていただくことが望ましいと考えています。</p> <p>また、市区町村におきましては、保育の必要性の認定申請等に当たって、マイナポータル上でオンライン申請を積極的に活用することとし、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討してください。</p> <p>(参考1) 子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、第11条第2項第2号、第28条の3第2項</p> <p>(参考2) マイナポータルでの申請</p> <p>https://app.oss.myna.go.jp/Application/search</p>